

令和 8 年度（2026 年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

憲 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和8年度（2026年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	憲	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（20点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

Aは高校を卒業してB市にある小さな工場に就職し、ずっとそこで働いてきた。賃金もさほど良くはなかったが、独り身のAには特に金を使う趣味もなく、最低限の衣食住はまかなえていたので、このまま定年まで勤めあげ、その後は細々と年金生活を送る予定であった。ところが、Aが58歳のときに、その工場は倒産してしまった。収入を失ったAは、失業保険を受給しつつ次の職を探したが、倒産した工場の機械は古い型であって、他の工場ではほとんど使われておらず、その技術を活かせそうなくつかの工場もいつ倒産するかわからない状況であったため、就職先を見つけれないまま失業保険の受給期間が終了してしまっした。Aは仕方なく日雇いの工事現場のバイトで食いつなごうとしたが、慣れない現場仕事で腰を痛め、それでも我慢して仕事を続けていたため、ついに入院することとなってしまった。

Aは退院後、ハローワークに通い、就職先を探したが、腰が悪いので肉体労働は無理であり、かといって事務職に就くには、Aには事務の経験はなく、パソコンスキルもなく、また年齢のせいもあり、就職活動は難航した。また、天気が悪いと腰がひどく痛み、家で寝ているよりない日もあった。困り果てて、Aは生活保護を申請することとした。

しかしB市は、B市における有効求人倍率が1.3であることから、まじめに就職活動をしていれば就職できないはずはない、Aが就職できないのは就労の意思がないか、または職場をえり好みしているせいであり、ハローワークに毎日通っていないのも、就労の努力が足りないと断じ、Aが稼働能力を活用していないとして、生活保護の支給を認めなかった。

[問い] この問題に含まれる憲法上の問題点を論じなさい。

(参考条文)

生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 (以下略)

問題2 (5点)

議員の不逮捕特権について、それが何のために設けられた制度であるのかを説明しなさい。